

令和7年度 老岐市予防接種のお知らせ



- 予防接種法に基づいて行う定期予防接種のお知らせです。
- 各予防接種の1回目のみ個別通知します。
- 右記の指定医療機関で予防接種を受けることができます。

【お問い合わせ先】
老岐市健康増進課
(市役所 芦辺庁舎)
☎0920-45-1114

予防接種	予防できる病気	接種対象者 ★印は標準的な接種期間です。 (接種をお勧めする期間)	接種回数・接種間隔	
経口生ワクチン ★ロタ	ロタウイルス感染症	【ロタリックス】生後6週～24週まで 【ロタテック】生後6週～32週まで	2回 3回	4週以上あけて2回 4週以上あけて3回
不活化ワクチン	B型肝炎	1歳未満 ★生後2か月～9か月未満	初回	27日以上の間隔で2回 追加 1回目接種後、139日以上の間隔を置いて1回
不活化ワクチン	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満 ★接種開始月齢・年齢によって接種回数が異なります。	初回	27日以上の間隔で3回 追加 初回終了後、60日以上の間隔を置いて1歳以降に1回
不活化ワクチン	五種混合 (DPT-IPV-Hib)	生後2か月～7歳6か月未満 【初回】★生後2か月～7か月未満 【追加】初回終了後	20日以上、標準的には56日までの間隔で3回	★令和6年4月から定期接種の対象になりました。 初回終了後、6か月～18か月の間隔を置いて1回
注射生ワクチン BCG	結核	1歳未満 ★生後5か月～8か月未満	1回	
注射生ワクチン	麻疹風しん混合 (MR)	【1期】1歳～2歳未満 【2期】小学校入学前の1年間 (平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)	1回	
注射生ワクチン	水痘	1歳～3歳未満 ※ただし、水痘にかかったことがある方は対象外です。	3か月以上、標準的には6か月～12か月の間隔で2回	
不活化ワクチン	日本脳炎	【1期】生後6か月～7歳6か月未満 【1期初回】★3歳 【1期追加】★4歳 【2期】9歳～13歳未満	6日以上、標準的には28日までの間隔で2回 初回終了後、6か月以上、標準的には概ね1年の間隔で1回	※小学4年生のときに個人通知をお送りします。
不活化ワクチン	二種混合 (DT)	ジフテリア破傷風 11歳以上13歳未満 ★11歳以上12歳未満	1回	※小学6年生のときに個人通知をお送りします。
不活化ワクチン	ヒトパピローマウイルス (HPV)	ヒトパピローマウイルス感染症 小学校6年生～高校1年生相当の年齢にある女子 ★13歳になる年度	2回 3回	15歳未満：初回接種後6か月以上あけて2回目 15歳以上：初回接種後2か月以上あけて2回目、6か月以上あけて3回目 ※中学1年生のときに個人通知をお送りします。

- 対象者の「～未満」は、いずれも「～歳の誕生日の前日まで」のことです。
- 日本脳炎予防接種は、平成17年5月30日～平成22年3月31日にかけて実施された積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への特例措置があります。
・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までに不足分の定期接種ができます。
- HPVキャッチアップ接種の経過措置として令和8年3月31日までの期間に公費で接種を受けることができます。対象となる方は次の2つの条件を満たす方です。
①平成9年4月1日～平成21年4月1日生まれの女性の方
②令和4年4月1日～令和7年3月31日の期間に1回以上、HPVワクチンを接種している方
★条件を満たす方は令和8年3月末まで公費で残りの回数の接種を受けることができます。
期間を過ぎると自己負担となりますので、早めの接種をお勧めします。



必ず予防接種を受ける3日前までに、医療機関に予約をしてください。
受付時間は、予約時に御確認ください。予診票は医療機関にあります。



指定医療機関 (五十音順)	電話番号	ロタ	B型肝炎	小児用肺炎球菌	五種混合	BCG	麻疹風しん混合		水痘	日本脳炎		二種混合	HPV
		ロタリックス：生後6～24週まで ロタテック：生後6～32週まで	1歳未満	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7歳6か月未満	1歳未満	1期 1歳～2歳未満	2期 就学前	1歳～3歳未満	7歳6か月未満	小・中高生	11歳～13歳未満	小6～高1 キャッチアップ対象者
あしべクリニック	45-4825						●	●	●	●	●		●
江田小児科内科医院	44-5022	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
久原医院	45-2128									●	●		
さくら耳鼻咽喉科クリニック	47-3119			● 2歳以上		●	●	●	●	●	●	●	●
品川クリニック	43-0001												
品川内科医院	42-0136			● 2歳以上			●	●	●	●	●	●	●
品川病院	47-0121	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
しらかわ内科クリニック	40-0566						●	●	●	●	●		●
長崎県老岐病院	47-1131	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
松嶋医院	45-2010										●	●	●
光武内科循環器科病院	47-0023											●	●



老岐市外の医療機関で定期予防接種を希望する場合



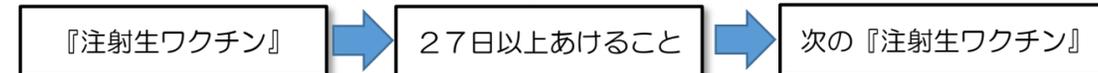
- 長崎県内は、「委託医療機関」で接種できますので「長崎県医師会ホームページ」で御確認ください。事前の手続きは不要で、接種費用の自己負担はありません。医療機関に直接予約をお願いします。
- 長崎県外は、事前に手続きが必要ですので、必ず接種前に健康増進課(45-1114)へ御連絡ください。接種費用は医療機関へ全額支払っていただいた後に払い戻しの手続きを行います。



注意とお願い

①必ず、予防接種前に「予防接種と子どもの健康」をよく読み、予防接種の効果や目的、副反応、健康被害救済制度などについて十分理解しておきましょう。

②異なる種類の予防接種を受けるときは、間隔を確認しましょう。



- ★その他の『不活化ワクチン』『経口生ワクチン』と異なる種類の予防接種までの間隔は制限がなくなりました。
- ★同じワクチン同士の接種間隔は、これまでと変わりません(チラシ左面のとおり)。

③予防接種を受けるときは、必ず母子健康手帳を持っていきましょう。
母子健康手帳は、予防接種履歴や接種間隔の確認のために必要なので、大切に保管しましょう。

予防接種は、お子さんの体調がよいときに受けましょう。

